

令和8年1月29日開会

第786回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第3号	5頁

議案第一号 参考資料

別紙3【小学校環境整備事業】

令和7年度補正予算（案）総額 63,910千円

事業概要

- ✓市内小中学校で大半を占める和式便器を洋式便器に改修、利用しやすい学校環境を整備する。
- ✓令和6年度は、大規模校で改修を行い、令和7年度は実施設計(3校)、令和7年度補正は実施設計した2校の工事を予定している。令和8年度は実施設計(2校)を行い、令和9年度は実施設計を行った工事を予定し、残りの学校も整備していく。(学校施設環境改善交付金活用予定)

内容・イメージ

- ✓今後の改修対象校は、第三田名部小、大畑小、大湊小、川内小、関根小である。
- ✓令和7年度補正工事は第三田名部小、大湊小を行う。
- ✓令和8年度実施設計は川内小、関根小を行う。



【施工例】
苦生小 R6工事



別紙3【中学校環境整備事業】

令和7年度補正予算(案)総額 81,807千円

事業概要

- ✓市内小中学校で大半を占める和式便器を洋式便器に改修、利用しやすい学校環境を整備する。
- ✓令和6年度は、大規模校で改修を行い、令和7年度は実施設計(1校)、令和7年度補正は実施設計した学校の工事を予定している。令和8年度は実施設計(2校)を行い、令和9年度は実施設計を行った工事を予定し、残りの学校も整備していく。(学校施設環境改善交付金活用予定)

内容・イメージ

- ✓今後の改修対象校は、大畑中、川内中、大湊中、脇沢中である。
- ✓令和7年度補正工事は大畑中を行う。
- ✓令和8年度実施設計は川内中、大湊中を行う。



【施工例】
苦生小 R6工事



別紙3【学びの多様な学校整備事業】

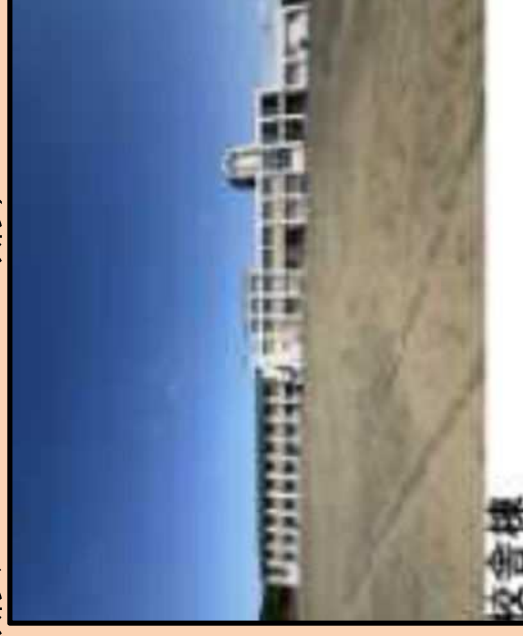
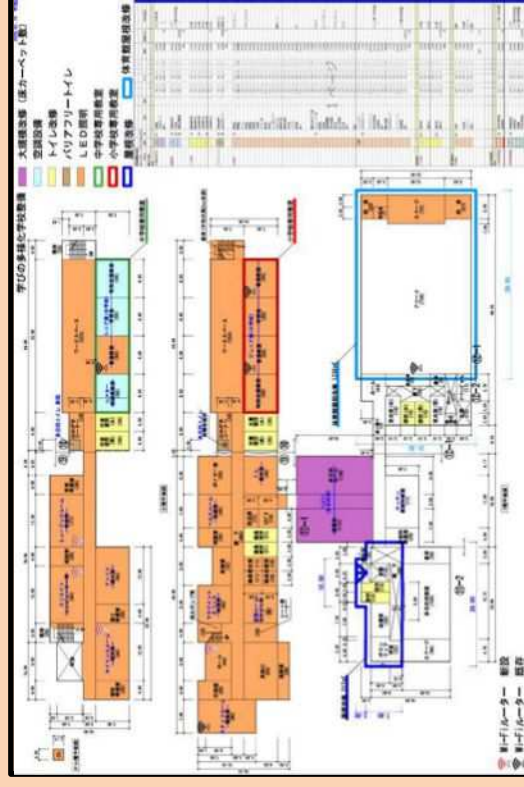
令和7年度補正予算(案) 総額 226,027千円

事業概要

✓ 不登校児童生徒の増加のため、教育研修センターだけでは対応が難しい状況を踏まえ、県内初となる学びの多様な学校開設(令和9年4月予定)に向け、閉校となる奥内小学校を整備するもの。
(仮称)むつ市立学びの多様な学校は1階を小学生を対象としたジュニア棟、2階は中学生を対象としたシニア棟となる教室を整備し、他の特別教室は従来の学校の枠にとられない運用を目指している。
令和7年度補正予算で工事監理、工事を予定している。(学校施設環境改善交付金活用予定)

内容・イメージ

- ✓ 整備工事は3本に分けて発注を計画している。発注内容は下記のとおりとしている。
- ✓ 建築工事(屋根改修、サイン改修、床カーペット敷改修)
- ✓ 電気設備工事(校内LED照明改修)
- ✓ 機械設備工事(空調設備(キュービクル改修含む)、トイレ改修、バリアフリートイレ改修)



報告第三号 参考資料



令和7年12月17日



むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

所有者 住所 青森県むつ市田名部町 4-8
氏名 常念寺 住職 [REDACTED]

市指定文化財の修理の届出

標記の件について、むつ市文化財保護条例第18条第5号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 市指定文化財の名称及び員数
一ノ谷屋島合戦図屏風 6曲 1双
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
昭和47年2月16日 むつ有第4号
※平成29年6月6日 上記名称へ変更
変更前名称:屋島壇之浦合戦図屏風 2雙
3. 市指定文化財の指定書記載の所在の場所
青森県むつ市田名部町 4-8
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
常念寺 青森県むつ市田名部町 4-8
5. 修理を必要とする理由

経年劣化により、絵具の剥落や本紙の欠失、破れや表装部材の破損、下地骨の歪みが認められる。これらが進行性の損傷であるため、早急に抜本的な解体修理が必要。

なお令和6年5月に、専門の修復業者である俣修護による調査を受け、上記診断を受けた。その後、令和7年1月に近世絵画の専門家である大分県立美術館の [REDACTED] 館長や、名古屋城調査研究センターの [REDACTED] 学芸員(当時)にも調査いただき、改めて修復の必要性を確認していただいた。

6. 修理の内容及び方法

(1)内容

クリーニング、絵具の剥落止め、欠損部の補修、下地骨を含む表装部材の新調等、根本的な資料の安定化を目指した保存修理を実施する。

(2)方法

クリーニングについては、基本的には水を用いて汚れを溶解させる方法により、色材等に影響の無い範囲で必要最小限の処置を行う。

絵具の剥落止めについては膠水溶液を用い、剥落の状況に合わせ膠の種類や濃度を調整する。

欠損部の補修については、本紙の紙質を分析、特定した後、本紙と同繊維を主体とする補修紙を作製する。補填時は糊代が最小限になるよう調整し、本紙に負担を生じないように配慮する。

下地の組み方については、伝統的な屏風仕立てに用いる、釘を用いない組子下地とする。下地は漂白措置等を施していない純粋な和紙を用い、下地の片面につき合計8層の下貼りを行い、パネル状の下地を作製する。新調部材については、現状の雰囲気損なわないよう仕上げる。

7. 修理を行う場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

(1)修理を行う場所 下記いずれかの施設(修復業者の工房)

①東京都台東区上野公園 13-43

独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所内
修復アトリエ(紙) 「東文研修理室」

②東京都台東区上野公園 13-9

独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館内
資料館地下模写室 「東博修理室」

(2)復すべき所在 常念寺(青森県むつ市田名部町 4-8)

(3)復すべき時期 令和 11 年 3 月

8. 修理の着手及び終了の予定時期

令和 8 年 5 月～令和 11 年 3 月

9. 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里 2-28-4

㈱修護 代表取締役 池田 和彦

以上

※添付書類

1. 保存修理 仕様提案書(上記修復業者設計)
2. 修復対象資料の写真

修復資料写真



